県費支弁教職員にかかる児童手当の認定及び支給事務取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、児童手当法（昭和46年法律第73号）、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）の規定に基づき、県費支弁教職員に対する児童手当の認定及び支給事務の取扱いについて定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において「職員」とは、常時勤務に服することを要する職員（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第２条第１号、第２号の２から第４号まで及び第５号に掲げる者を含み、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）をいい、「児童」、「父」及び「施設入所等児童」とは児童手当法第３条に定めるところによる。

（支給要件）

第３条　児童手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1)　次のア又はイに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であって、日本国内に住所を有する職員

1. 15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下「中学校修了前の児童」という。）
2. 中学校修了前の児童を含む２人以上の児童（施設入所等児童を除く。）

(2)　日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする職員（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする職員とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する職員であって、日本国内に住所を有する職員（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

(3)　父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有する職員

２　前項第１号又は第２号の場合において、父及び母並びに父母指定者のうちいずれか２以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

３　前項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母又は父母指定者のうちいずれかの者が当該児童と同居している場合（当該いずれかの者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

４　児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する者の前年の所得（１月から５月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日に生計を維持したものの数に応じて次の表の中欄に掲げる所得上限額以上であるときは支給しないこととし、当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族１人につき60,000円をこの表に掲げる額に加えて得た額とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 扶養親族等及び児童の数 | 所得上限額 | 特例給付所得限度額 |  |
| ０人 | ６，２２０，０００円 | ８，５８０，０００円 |
| １人 | ６，６００，０００円 | ８，９６０，０００円 |
| ２人 | ６，９８０，０００円 | ９，３４０，０００円 |
| ３人 | ７，３６０，０００円 | ９，７２０，０００円 |
| ４人 | ７，７４０，０００円 | １０，１００，０００円 |
| ５人 | ８，１２０，０００円 | １０，４８０，０００円 |
| ６人 | ８，５００，０００円 | １０，８６０，０００円 |
| ７人 | ８，８８０，０００円 | １１，２４０，０００円 |
| ８人 | ９，２６０，０００円 | １１，６２０，０００円 |
| ９人以上 | 略 | 略 |

（児童手当の額）

第４条　児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、１月につき、次の各号に掲げる児童手当（中学校修了前の児童に係る部分に限る。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが３歳に満たない児童（施設入所等児童を除き、月の初日に生まれた児童については、出生の日から３年を経過しない児童とする。以下この号において同じ。）、３歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から３年を経過した児童とする。）であって12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者（施設入所等児童を除く。以下この号において「３歳以上小学校修了前の児童」という。）又は12歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した児童であって15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者（施設入所等児童を除く。以下この号において「小学校修了後中学校修了前の児童」という。）である場合　次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア　当該支給要件児童の全てが３歳に満たない児童又は３歳以上小学校修了前の児童である場合　次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア)　当該支給要件児童の全てが３歳に満たない児童である場合　15,000円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額

(イ)　当該３歳以上小学校修了前の児童が１人又は２人いる場合　15,000円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、10,000円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額

(ウ)　当該３歳以上小学校修了前の児童が３人以上いる場合　15,000円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、15,000円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から10,000円を控除して得た額とを合算した額

イ　当該小学校修了後中学校修了前の児童が一人いる場合　次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 当該支給要件児童の全てが３歳に満たない児童又は小学校修了後中学校修了前の児童である場合　15,000円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、10,000円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額

(イ) 当該支給要件児童のうちに３歳以上小学校修了前の児童がいる場合　15,000円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額、15,000円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から5,000円を控除して得た額及び10,000円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

ウ　当該小学校修了後中学校修了前の児童が２人以上いる場合　15,000円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額、15,000円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び10,000円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

(2)　次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童のうちに15歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した児童がいる場合　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア　当該15歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した児童が１人いる場合　次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア)　当該支給要件児童の全てが３歳に満たない児童、３歳以上小学校修了前の児童又は15歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した児童である場合　15,000円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、15,000円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から5,000円を控除して得た額（当該支給要件児童のうちに３歳以上小学校修了前の児童がいない場合には、０とする。）とを合算した額

(イ)　当該支給要件児童のうちに小学校修了後中学校修了前の児童がいる場合　15,000円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額、15,000円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び10,000円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

イ　当該15歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した児童が２人以上いる場合　15,000円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額、15,000円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び10,000円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

（認定）

第５条　児童手当の支給要件に該当する職員（以下「受給資格職員」という。）が児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について教育長の認定を受けなければならない。

２　児童手当の認定の権限は、次に掲げる者がそれぞれ専決する。

　ア　教育委員会事務局にあっては総務課長

　イ　教育事務所（県費負担教職員に係る児童手当を含む）にあっては所長

　ウ　教育機関にあっては教育機関の長

　エ　県立学校にあっては学校長

（支給）

第６条　教育長は、前条の認定をした受給資格職員に対し、児童手当を支給する。

２　児童手当の支給は受給資格職員が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

３ 受給資格職員が当該認定をした者を異にすることとなった場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の認定の請求をすることができなかった場合において、当該認定をした者を異にすることとなった後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、当該認定をした者を異にすることとなった日又はやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

（支払）

第７条　児童手当は、毎年２月、６月及び10月の３期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であっても支払うものとする。

２　前項本文の児童手当の支払日は、前項の各月の10日とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日とする。

(1) 前項の各月の10日が日曜日に当たる場合　その月の８日

(2) 前項の各月の10日が土曜日に当たる場合　その月の９日

(3) 前項の各月の10日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。次号において同じ。）に当たる場合（次号に掲げる場合を除く。）　その月の９日

(4)　前項の各月の10日が休日でその前日が日曜日の場合　その月の11日

（児童手当の額の改定）

第８条　児童手当の支給を受けている職員（以下「受給職員」という。）につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その職員がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

２　第６条第３項の規定は、前項の改定について準用する。

３　受給職員につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

（支給の制限）

第９条　受給職員が、正当な理由がなくて第13条の規定による現況届又はその添付書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差し止めることができる。

（未支払の児童手当）

第10条　受給資格職員が死亡した場合において、その死亡した職員に支払うべき児童手当で、まだその職員に支払っていなかったものがあるときは、その職員が監護していた中学校修了前の児童であった者にその未支払の児童手当を支払うことができる。

（認定等の手続き）

第11条　児童手当の受給資格及び額について認定を請求しようとする職員（以下「請求職員」という。）は、児童手当認定請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて児童手当の認定を専決する者（以下「専決者」という。）に提出しなければならない。

(1)　 受給資格職員及び児童の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第１項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

(2)　受給資格職員及び配偶者の前年又は前々年の所得につき、所得の額を明らかにすることができる市（区）町村長の証明書並びに扶養親族等、同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の数についての当該市（区）町村長の証明書

(3)　児童が海外に留学しているときは、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き３年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

(4)　児童が受給資格職員自身の子であり、受給資格職員がその児童と別居しているときは、受給資格職員のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類

(5)　受給資格職員が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

(6)　受給資格職員が父母指定者である場合は、父母指定者指定届受領証（支給要件児童の住所地の市町村長より交付されるもの。）

(7)　児童が受給資格職員自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給資格職員とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給資格職員が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）

(8) 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

２　専決者は、前項の請求書の提出を受けた場合、請求職員の記載事項を審査し、児童手当の受給資格があるものと確認したときは、遅滞なく認定を行い、その内容を児童手当認定通知書（様式第２号）により請求職員に通知しなければならない。

３　専決者は、前項の記載事項を審査した結果、児童手当の受給資格がないものと確認したときは、　その内容を児童手当認定請求却下通知書（様式第３号）により請求職員に通知しなければならない。

（児童手当の額の改定等の手続き）

第12条　受給職員は、児童手当の増額の改定を行うべき事由が生じたときは、児童手当額改定認定請求書（様式第４号）に増額の原因となる児童に係る第11条第１項に掲げる書類を添えて専決者に提出しなければならない。

２　受給職員は、児童手当の減額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに児童手当額改定届（様式第４号）を専決者に提出しなければならない。

３　専決者は、第１項の請求書又は前項の改定届の提出を受けた場合、その記載事項を審査し、児童手当額を改定すべきものと確認したときは、遅滞なく増額改定又は減額改定を行い、その内容を児童手当額改定通知書（様式第５号）により受給職員に通知しなければならない。

４　専決者は、前項の請求書の記載事項を審査した結果、児童手当額を増額改定しないものと確認したときは、その内容を児童手当額改定請求却下通知書（様式第６号）により受給職員に通知しなければならない。

５　専決者は、受給職員から第２項の届の提出がない場合においても、手当額を減額すべきものと確認したときは、職権により手当額を減額するものとする。

（現況の届出）

第13条　児童手当の受給職員は、毎年６月１日から同月30日までの間に、その年の６月１日における状況を記載した現況届（様式第７号）を第11条第１項に掲げる書類を添えて専決者に提出しなければならない。ただし、児童手当認定請求書に添えてこれらの書類が既に提出されているときは、この限りではない。

（異動（消滅）の届出）

第14条　児童手当の受給職員（受給職員が死亡したときは、その者の遺族）は、次に掲げる事由が生じたときは、当該事由が生じた日から14日以内に、児童手当氏名住所変更届（様式第８号）、児童手当受給事由消滅届（様式第９号）を（第１号の場合にあっては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて）専決者に提出しなければならない。

(1)　受給職員又は児童が、住所又は氏名を変更したとき（様式第８号）

(2) 受給職員が退職又は死亡したとき（様式第９号）

(3)　児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したとき（様式第９号）

２　専決者は、前項の届の提出を受けた場合、児童手当の支給事由が消滅したことを確認したときは、その旨を児童手当支給事由消滅通知書（様式第10号）により受給職員であった者（受給職員が死亡したときは、その遺族）に通知しなければならない。

３　専決者は、受給職員から第１項の届の提出がない場合においても、手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により支給を終了するものとする。

（未支払の児童手当の請求手続等）

第15条　第10条の未支払の児童手当を受けようとする者は、未支払児童手当請求書（様式第11号）を専決者に提出しなければならない。

２　専決者は、前項の請求書の提出を受けた場合、請求書の記載事項を審査し、未支払の児童手当を支給するものと決定したときは、その内容を未支払児童手当支給決定通知書（様式第12号）により請求職員に通知しなければならない。

３　専決者は、前項の記載事項を審査した結果、未支払の児童手当を支給しないものと決定したときは、その内容を未支払児童手当請求却下通知書（様式第13号）により請求職員に通知しなければならない。

（添付書類の省略等）

第16条　専決者は、この要領の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

２　専決者は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この要領の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれにかわるべき他の書類を添えて提出させることができる。

（支払の一時差止め手続き）

第17条　第９条により児童手当の支払を一時差し止めるものと決定したときは、その旨を児童手当支払差止通知書（様式第14号）により受給職員に通知しなければならない。

（報告）

第18条　専決者は、別に定める様式により福利厚生課長に報告しなければならない。

（台帳の整理等）

第19条　専決者は、児童手当の認定、支払及び現況の届出事項その他必要な事項を児童手当受給職員台帳（様式第15号）に記録しなければならない。

２　児童手当の受給職員が所属を異にしたときは、新たに属することとなった所属に前項の児童手当受給職員台帳を送付しなければならない。

（公課）

第20条　児童手当には、租税その他の公課は課せられない。

（予算の執行）

第21条　支出科目は、身分所属の職員手当等（児童手当）の区分による。

２　児童手当の受給職員が各支払期日の前４箇月以内に所属を異にした場合、各支払期日の初日に属する所属において支払うべき児童手当の全額を支払うものとする

３　児童手当の受給職員には、資金を前渡して支払うことができる。

４　財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第54条に規定する様式第27号「支出負担行為兼支出決定書」には、児童手当支給明細書（様式第16号）を添付しなければならない。

附　則

　（施行期日）

１　この要領は、平成24年7月9日から施行する。

　（特例給付）

２　当分の間、第３条に規定する要件に該当する職員（第３条第４項の規定により児童手当が支給されない職員であって、その者の前年の所得がその者の扶養親族等並びに扶養親族でない児童で前年の12月31日に生計を維持したものの有無及び数に応じて同項に規定する表の右欄に掲げる特例給付所得限度額未満である職員に限る。）に対し、児童手当を給付する。

３　前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、１月につき5,000円に受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。

４　第５条から第21条の規定は、附則第２項の給付について準用する。

　（支給要件に関する暫定措置）

５　平成24年４月分及び同年５月分の児童手当については、第３条第４項の規定は、適用しない。

６　平成24年４月分及び５月分の児童手当の支給を受けようとする場合における第５条の規定による認定の請求については、様式第１号中「譲渡所得の有無」欄及び「所得の状況」欄には記載を要しないものとし、かつ、第11条第２号及び第３号に掲げる書類は添付することを要しないものとする。

（認定の請求等に関する経過措置）

７　平成24年４月1日（以下「基準日」という。）の前日において、平成23年度における子ども手当の認定を受けている職員及び平成24年９月30日までの間に平成23年度における子ども手当の認定の請求をした職員であって基準日以後に認定を受けた職員が、基準日において児童手当の支給要件に該当するときは、その職員に対する児童手当の支給に関しては、基準日において第５条第１項の規定による認定の請求があったものとみなし、その職員に対する児童手当の支給は、第６条第２項の規定にかかわらず、基準日の属する月から始める。

（児童手当の支給及び額の改定に関する経過措置）

８　次の各号に掲げる職員（前項の規定により第５条第１項の規定による認定の請求があったものとみなされた者を除く。）が、平成24年９月30日までの間に同項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、第６条第２項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

(1)　基準日において第３条第３項の規定が適用されることにより同条第１項に掲げる職員に該当している父又は母　　基準日の属する月

(2)　基準日において未成年後見人、父母指定者として中学校修了前の児童を養育していることにより、第３条第１項第１号及び２号に掲げる職員に該当することになった職員　　基準日の属する月

(3) 基準日から平成24年５月31日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至った職員であって、当該支給要件に該当するに至った日において、第３条第３項の規定が適用されることにより同条第１項に掲げる職員に該当している父又は母　　その職員が当該支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

(4) 基準日から平成24年５月31日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至った職員であって、当該支給要件に該当するに至った日において、未成年後見人、父母指定者として中学校修了前の児童を養育することになった職員　　その職員が当該支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

９　次の各号に掲げる職員が、平成24年９月30日までの間に第８条第１項の規定による認定の請求をしたときは、その職員に対する児童手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

(1) 中学校修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、基準日から平成24年５月31日までの間に当該中学校修了前の児童と同居することとなったことにより児童手当の額が増額することとなるに至った職員　　その職員が当該中学校修了前の児童と同居することとなった日の属する月の翌月

(2) 基準日から平成24年５月31日までの間に未成年後見人、父母指定者として中学校修了前の児童を養育することとなったことにより児童手当の額が増額することとなるに至った職員その職員が当該中学校修了前の児童を養育することとなった日の属する月の翌月

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成29年10月30日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成30年６月７日から施行する。

２　改正後の第11条第１項第10号の規定は、平成30年６月以後の月分の児童手当法の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求について適用し、同年５月以前の月分の当該児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。

３　この要領の施行の際改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

４　この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成31年４月25日教福第1012号）

　（施行期日）

１　この要領は、平成31年４月25日から施行する。

２　改正後のこの要領の規定は、令和元年６月以後の月分の同要領の規定による児童手当の支給の制限及び認定の請求について適用し、同年５月以前の月分の当該児童手当の支給の制限及び認定の請求については、なお従前の例による。

附　則（令和２年12月25日教福第1546号）

　（施行期日）

１　令和２年12月25日から施行する。ただし、様式第１号及び様式第７号において、寡婦（夫）控除のみなし適用規定に該当する者である場合に、当該事実を明らかにすることができる書類を添付することとする規定の削除については令和３年１月１日、様式第１号及び様式第７号における寡夫控除及び寡婦（夫）控除のみなし適用に係る規定を削除し、寡婦控除及びひとり親控除に係る規定に改める改正については令和３年５月１日から施行する。

２　改正後の、様式第１号及び様式第７号において、寡婦（夫）控除のみなし適用規定に該当する者である場合に、当該事実を明らかにすることができる書類を添付することとする規定の削除は、令和３年６月以後の月分の同要領の規定による児童手当の支給の制限及び認定の請求について適用し、同年５月以前の月分の当該児童手当の支給の制限及び認定の請求については、なお従前の例による。

附　則（令和４年４月28日教福第1063号）

　（施行期日）

１　この要領は、令和４年６月１日から施行する。なお、附則第２項の規定は、令和４年10月支給分以降について適用し、同年５月以前の月分の附則第２項の給付の支給については、なお従前の例による。